

指導検査基準(移動支援)

令和6年5月29日
6江障施第575号

○根拠法令

「支援法」＝障害者の日常生活と社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(平成17年11月7日法律第123号)

「支援法施行規則」＝障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)

「区要綱2842」＝江東区障害者移動支援事業実施要綱(平成18年9月29日18江保障第2842号)

「区基準838」＝江東区移動支援事業の人員、設備及び運営に関する基準(令和2年4月1日付2江障施第838号)

「障発1206001通知」＝障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
第1 基本方針	1 移動支援事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立った移動支援の提供に努めているか。 2 移動支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 3 屋外での移動が著しく困難な障害者又は障害児(以下、「障害者等」という。)1人に対しヘルパー等が1人以上付き添い、次に掲げる外出について、その移動支援を支援する事業(以下「サービス」という。)を行っているか。 (1)生活必需品等の買物、金融機関等諸手続その他の社会生活上必要不可欠な外出 (2)余暇活動等社会参加のための外出 4 前項の場合において、次に掲げる外出については、サービスの対象としていないか。 (1)通年かつ長期にわたる外出又は営利活動を目的とする外出。ただし、緊急かつ突発的な通院・通学・通所は対象とする。 (2)ギャンブル、飲酒等を目的とした外出 (3)1日で用務の終わらない外出 (4)前3号に掲げるもののほか、区長がサービスとして適切でないと判断する外出	区基準838 第3条第1項 区基準838 第3条第2項 都福祉局障害者施策 推進部長発「施設・ 事業所における虐待 防止体制の整備の徹 底について」 区要綱2842 第2条第1項 区要綱2842 第2条第2項 江東区移動支援事業 ガイドライン

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
2 サービス提供責任者	1 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら移動支援事業の職務に従事するもののうち事業の規模(当該移動支援事業者が居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス業者(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、移動支援事業と居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している移動支援事業、指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。 2 前項の事業の規模は、前3月の平均値としているか。ただし、新規に事業者登録を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。	区基準838 第4条第2項 区基準838 第4条第3項
3 管理者	移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。(ただし、移動支援事業所の管理上支障がない場合は、当該移動支援事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。) 他の職務との兼務は適切か。	区基準838 第5条
第3 設備に関する基準 設備及び備品等	移動支援事業所には、移動支援事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、移動支援事業の提供に必要な設備及び備品等を備えられているか。 (1)事務室を設けているか。他の事業と同一の事務室である場合は、事業を行うための区画が明確に特定されているか。 (2)利用申し込みの受付、相談等のスペースを確保しているか。 (3)必要な設備及び備品等を確保しているか。 (特に手指を洗淨するための設備等感染症予防に必要な設備等を配慮しているか。)	区基準838 第6条 障発1206001通知 第三の2(5) 準用(第三の2(1)～ (4))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	1 移動支援事業者は、支給決定障害者等が移動支援事業の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該移動支援事業の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 2 移動支援事業者が利用者との間で当該移動支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 (1)当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 (2)当該事業の経営者が提供する移動支援の内容 (3)移動支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 (4)移動支援の提供開始年月日 (5)移動支援に係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面をその利用者に対し、交付しているか。 移動支援事業者は当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による場合、当該利用者の承諾を得ているか。	区基準838 第7条第1項 区基準838 第7条第2項 社会福祉法第77条第1項 社会福祉法施行規則 第16条第2項 障発1206001通知 第三3(34) 準用(第三3(1))
2 契約支給量の報告等	1 移動支援事業者は、移動支援事業を提供するときは、当該事業者及びその事業所の名称、利用契約の日、当該移動支援事業の内容、利用契約における支給量その他区長が必要と認める事項(以下「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。 また、当該契約に係る移動支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した移動支援の量を記載しているか。 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えていないか。 3 移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、江東区障害者移動支援事業実施要綱(以下、「移動支援実施要綱」という。)第17条の規定に基づき障害者移動支援事業契約内容報告書(別記第8号様式)により、区長に報告するとともに、受給者証記載事項その他の必要な事項を区に対し遅滞なく報告しなければならない。 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。	区基準838 第8条第1項 障発1206001通知 第三3(34) 準用(第三3(2)①) 区基準838 第8条第2項 区要綱2842 第17条 区基準838 第8条第3項 区基準838 第8条第4項
3 提供拒否の禁止	移動支援事業者は、正当な理由なく、移動支援事業の提供を拒んでいないか。 特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。 なお、正当な理由がある場合とは (1)当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合 (2)利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業実施地域外である場合 (3)当該事業者の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申し込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な移動支援を提供することが困難な場合 (4)入院治療が必要な場合 をいう。	区基準838 第9条 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(3))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
4 連絡調整に対する協力	移動支援事業者は、移動支援事業の利用について区又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に、できる限り協力しているか。	区基準838 第10条 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(4))
5 サービス提供困難時の対応	移動支援事業者は、移動支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な移動支援事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の移動支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	区基準838 第11条
6 受給資格の確認	移動支援事業者は、移動支援事業の提供を求められた場合は、支給決定障害者等の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	区要綱2842 第7条 区基準838 第12条
7 移動支援事業の支給の申請に係る援助	1 移動支援事業者は、支給決定を受けていない障害者又は障害児の保護者から移動支援事業の利用の申込みがあった場合は、当該障害者又は障害児の保護者の意向を踏まえて速やかに移動支援事業の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 2 移動支援事業者は、支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴い必要となる支給申請に関し、支給決定障害者等に対して必要な援助を行っているか。	区基準838 第13条第1項 区基準838 第13条第2項
8 心身の状況等の把握	移動支援事業者は、移動支援事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	区基準838 第14条
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	1 移動支援事業者は、移動支援事業を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 2 移動支援事業者は、移動支援事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	区基準838 第15条第1項 区基準838 第15条第2項
10 身分を証する書類の携行	移動支援事業者は、従業者に身分を証する書類(証書や名札等)を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 証書等に当該移動支援事業所の名称、当該従業者の氏名の記載はあるか。	区基準838第16条 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(8))
11 サービスの提供の記録	1 移動支援事業者は、移動支援事業を提供した際は、当該移動支援事業の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、サービスの提供の都度記録しているか。 2 移動支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から移動支援事業を提供したことについて確認を受けているか。	区基準838 第17条第1項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(9)①) 区基準838 第17条第2項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
12 支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	1 移動支援事業者が、移動支援事業を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 13の1から2に規定する額その他、曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行っていないか。 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、13の1から2までに掲げる支払については、この限りでない。) 移動支援事業者は、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。 (1)移動支援のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 (2)利用者等に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	区基準838 第18条第1項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(10)) 区基準838 第18条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(10))
13 利用者負担額等の受領	1 移動支援事業者は、移動支援事業を提供した際は、支給決定障害者等から当該移動支援事業に係る利用者負担額の支払を受けているか。 2 移動支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において移動支援事業を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けているか。 3 移動支援事業者は、前2項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しているか。 4 移動支援事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得ているか。	区基準838 第19条第1項 区基準838 第19条第2項 区基準838 第19条第3項 区基準838 第19条第4項
14 利用者負担額に係る管理	移動支援事業者は支給決定障害者等の依頼を受けて、支給決定障害者等が同一の月に当該移動支援事業者が提供する移動支援及び他の移動支援事業者の移動支援を受けたときは、当該移動支援及び他の移動支援に係る費用基準額から当該移動支援及び他の移動支援につき移動支援実施要綱第8条第3項の規定により算定された移動支援給付費を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該移動支援事業者は、利用者負担額合計額を区市町村へ報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の移動支援を提供した移動支援事業者に通知しているか。	区基準838 第20条
15 移動支援給付費の額に係る通知等	移動支援事業者は、区から移動支援給付費の支給を受けた場合は、その額を利用契約者に対して通知しているか。	区基準838 第21条
16 移動支援事業の基本取扱方針	1 移動支援事業者は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されているか。 2 移動支援事業者は、その提供する移動支援事業の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	区基準838 第22条第1項 区基準838 第22条第2項

項 目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根 拠 法 令
17 移動支援の具体的取扱い	移動支援事業所の従業者が提供する移動支援事業の方針は、次の各号に掲げるところとなっているか。 1 移動支援事業の提供に当たっては、移動支援計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行っているか。 2 移動支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 3 移動支援事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 4 移動支援事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っているか。 5 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行っているか。	区基準838 第23条第1項 区基準838 第23条第2項 区基準838 第23条第3項 区基準838 第23条第4項 区基準838 第23条第5項
18 移動支援計画の作成	1 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した移動支援計画を作成しているか。 2 サービス提供責任者は、指定特定相談支援事業所等が作成したサービス等利用計画(当該計画が作成されている場合に限る。)を踏まえて、当該移動支援事業所以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含め、移動支援計画の原案を作成し、移動支援計画に基づく支援を実施しているか。 3 サービス提供責任者は、移動支援計画の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行っているか。 4 移動支援計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、移動支援の提供によって解決すべき課題を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。 5 サービス提供責任者は、移動支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該移動支援計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しているか。 6 サービス提供責任者は、第一項の移動支援計画の作成後においても、当該移動支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該移動支援計画の変更を行っているか。 また、サービス提供責任者は、他の従業者の行うサービスが移動支援計画に沿って実施されているかについて把握するとともに、助言、指導等必要な管理を行っているか。 7 移動支援計画に変更のあった場合、1及び5に準じて取り扱っているか。	区基準838 第24条第1項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)①) 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)②) 区基準838 第24条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)③) 区基準838 第24条第3項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(16)④) 区基準838 第24条第4項

項 目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根 拠 法 令
19 同居家族に対するサービス提供の禁止	移動支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する移動支援の提供をさせてはいないか。 また、別居の場合であっても、公的サービスとして望ましい状態ではないため、3親等以内の親族に対するサービス提供をさせてはいないか。	区基準838 第25条 江東区移動支援事業 ガイドライン
20 緊急時等の対応	従業者は、現に移動支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	区基準838 第26条
21 利用者等に関する区への通知	移動支援事業者は、利用契約者が偽りその他不正な行為によって地域生活支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	区基準838 第27条
22 管理者及びサービス提供責任者の責務	1 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行っているか。	区基準838 第28条第1項
	2 移動支援事業所の管理者は、当該移動支援事業所の従業者に区基準838第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	区基準838 第28条第2項
	3 サービス提供責任者は、18に規定する移動支援計画の作成業務のほか、移動支援事業所に対する移動支援事業の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行っているか。	区基準838 第28条第3項
	4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	区基準838 第28条第4項
23 運営規程	移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 (1)移動支援事業の目的及び運営の方針 (2)従業者の職種、員数及び職務の内容 (3)営業日及び営業時間 (4)移動支援事業の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額 (5)通常の事業の実施地域 (6)緊急時等における対応方法 (7)移動支援事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 (8)虐待の防止のための措置に関する事項 (9)苦情解決に関する事項 (10)その他運営に関する重要事項	区基準838 第29条

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
24 勤務体制の確保等	1 移動支援事業者は、利用者に対し、適切な移動支援事業を提供できるよう、移動支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にしているか。 2 移動支援事業者は、移動支援事業所ごとに、当該移動支援事業所の従業員によって移動支援事業を提供しているか。 移動支援事業所の従業員は雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令かにある従業員であるか。 3 移動支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 研修期間が実施する研修や当該登録移動支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保しているか。 4 移動支援事業者は、適切な移動支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	区基準838 第30条第1項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22)①) 区基準838 第30条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22)②) 区基準838 第30条第3項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22)③) 区基準838 第30条第4項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(22)④)
24-2 業務継続計画の策定等	1 移動支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する移動支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 2 移動支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施しているか。 3 移動支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	区基準838 第30条の2第1項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(23)①②) 区基準838 第30条の2第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(23)③④) 区基準838 第30条の2第3項

項 目	基 本 的 な 考 え 方（観 点）	根 拠 法 令
25 衛生管理等	1 移動支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 2 移動支援事業者は、移動支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 手指を洗淨するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じているか。 3 移動支援事業者は、移動支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 (1)移動支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的（概ね6月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)移動支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)移動支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。	区基準838 第31条第1項 区基準838 第31条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(24)) 区基準838 第31条第3項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(24))
26 掲示	1 移動支援事業者は、移動支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 2 移動支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を移動支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。	区基準838 第32条第1項 区基準838 第32条第2項
26の2 身体拘束等の禁止	1 移動支援事業者は、移動支援事業の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 2 移動支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 3 移動支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2)身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。	区基準838 第32条の2第1項 区基準838 第32条の2第2項 区基準838 第32条の2第3項
27 秘密保持等	1 移動支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 2 移動支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 3 移動支援事業者は、他の移動支援事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	区基準838 第33条第1項 区基準838 第33条第2項 区基準838 第33条第3項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
28 情報の提供等	1 移動支援事業者は、移動支援事業を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、移動支援事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 2 移動支援事業者は、当該移動支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとなっていないか。	区基準838 第34条第1項 区基準838 第34条第2項
29 利益供与等の禁止	1 移動支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の移動支援事業者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該移動支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 2 移動支援事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の移動支援事業者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	区基準838 第35条第1項 区基準838 第35条第2項
30 苦情解決	1 移動支援事業者は、その提供した移動支援事業に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 2 移動支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 3 移動支援事業者は、その提供した移動支援事業に関し、移動支援実施要綱第16条の規定に基づき、区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該職員からの質問若しくは移動支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 4 移動支援事業者は、その提供した移動支援事業に関し、法第81条第1項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは移動支援事業の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 5 移動支援事業者は、都道府県知事又は区長から求めがあった場合には、第3項及び前項の改善の内容を当該都道府県知事又は区長に報告しているか。 6 移動支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	区基準838 第36条第1項 区基準838 第36条第2項 区基準838 第36条第3項 区基準838 第36条第4項 区基準838 第36条第5条 区基準838 第36条第6項

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
31 事故発生時の対応	1 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援事業の提供により事故が発生した場合は、都道府県、区、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 なお、都・区への報告対象事故等については、以下のとおり。 (1)死亡事故(誤嚥によるもの等) (2)入院を要した事故(持病による入院等は除く) (3)((2)以外の)医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 (4)薬の誤与薬(その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告) (5)無断外出(警察・消防等の他の期間に関わったもの) (6)感染症の発生 (7)事件性のあるもの(職員による暴力事件等) (8)保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの (9)施設運営上の事故の発生(不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等) (10)区市町村に虐待通報をした場合(通報した内容等) (11)その他特に報告の必要があると施設が判断したもの 2 移動支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 3 移動支援事業者は、利用者に対する登録移動支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	区基準838 第37条第1項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(30)) 都福祉局障害者施策 推進部長発「施設・ 事業所における事故 等防止対策の徹底に ついて」 区基準838 第37条第2項 区基準838 第37条第3項
31の2 虐待の防止	移動支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 (1)移動支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2)移動支援事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (3)前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	区基準838 第37条の2 都福祉局障害者施策 推進部長発「施設・ 事業所における虐待 防止体制の整備の徹 底について」
32 会計の区分	移動支援事業者は、登録移動支援事業所ごとに経理を区分するとともに、登録移動支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	区基準838 第38条
33 記録の整備	1 移動支援事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 2 移動支援事業者は、利用者に対する移動支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該提供の日から5年間保存しているか。 (1)11に規定する移動支援の提供に係る記録 (2)18に規定する移動支援計画 (3)21に規定する区市町村への通知に係る記録 (4)26の2に規定する身体拘束等の記録 (5)30に規定する苦情の内容等に係る記録 (6)31に規定する事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録	区基準838 第39条第1項 区要綱2842 第22条 区基準838 第39条第2項 障発1206001通知 第三の3(34) 準用(第三の3(33))

項 目	基 本 的 な 考 え 方 （ 観 点 ）	根 拠 法 令
第5 届出等 1 都知事への事業開始届及び変更届	移動支援事業者は、移動支援を開始しようとするときに、支援法施行規則第66条第1項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出ているか。また、事業開始後、これらの事項に変更があったときは、変更の日から1か月以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 ※移動支援事業者が変更の届出を要する事項 (1)事業の種類及び内容 (2)経営者の氏名及び住所 (3)条例、定款その他の基本 (4)職員の定数及び職務の内容 (5)主な職員の氏名及び職歴 (6)事業を行おうとする区域 (7)障害福祉サービス事業、地域生活支援センターを運営する事業又は福祉ホーム事業を運営する事業を行おうとする者にあつては、当該事業の要に供する施設の名称、種類(短期入所を行おうとする場合に限る。)、所在地及び利用定員 (8)事業開始の予定年月日	支援法第79条 第2項及び第3項 支援法施行規則第66条第1項、第67条
2 区長への変更の届出	移動支援事業者は移動支援実施要綱第14条の障害者移動支援事業者登録変更届出書(別記第6号様式)に定める事項に変更があったときに、速やかに、その旨を江東区長へ届け出ているか。 ※移動支援事業者が変更の届出を要する事項 (1)事業者の所在地、名称、代表者氏名 (2)事業所の所在地、名称、代表者氏名、従事者の資格等	区要綱2842 第14条
第6 移動支援給付費の算定及び取扱い 1 対象者	対象者は、屋外での移動が著しく困難な知的障害者（児）、精神障害者（児）、身体障害者（児）（肢体不自由1・2級・視覚障害(障害者総合支援法第5条第4功の規定による同行援護の対象者で<江東区移動支援事業ガイドラインQ25>が必要な場合に限る。))、難病患者等で次の各号のいずれかに該当するものであるか。ただし、重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の利用ができる者は除く。 (1)区内に住所を有する者 (2)区から支援法19条に規定する介護給付費等の支給決定を受け、区外のグループホーム等に居住する者（ただし、施設の行事にかかる利用はできない） (3)区外の施設に入所している者で、一時帰宅中に移動支援が必要となったもの（ただし、区外施設と帰宅先の送迎にかかる利用はできない） 上記の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、対象者とすることができる。	区要綱2842 第3条 江東区移動支援事業ガイドライン

項 目	基 本 的 な 考 え 方 (観 点)	根 拠 法 令
2 利用者負担	1 利用者は、サービスの提供を受けたときは、次の各号に掲げる場合(申請日の属する年度の利用者の属する世帯の区市町村民税所得割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。)の額(当該者が婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。))によらないで母又は父になった場合で、現に婚姻をしていないときは、当該者を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当するものとみなして算出した場合に得られる額をいう。))に基づき判定する。)に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を実費として負担しているか。ただし、その額が受給者証に記載された利用者負担上限月額(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条に規定する額をいう。以下同じ。)に相当する額を超える場合は、当該利用者負担上限月額を負担する。 (1)利用者の属する世帯が区市町村民税所得割課税世帯の場合 サービスの提供に要した費用の額別表2に定める単価、別表第5に定める加算額及び別表第6に定める単価にそれぞれサービスの提供を受けた回数を乗じて得た額を合算した額の100分の5に相当する額 (2)利用者の属する世帯が区市町村民税非課税世帯の場合 0円 (3)利用者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯の場合 0円 2 前項の場合において、利用者が移動支援実施要綱第19条に規定する移動支援従事者のうち、障害者居宅介護従業者基礎研修課程、訪問介護員養成研修3級課程若しくは居宅介護従業者養成研修3級課程の修了者又は居宅介護事業に従事した経験を有する者であって、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものから次の各号に掲げるサービスを受けた場合のサービスの提供に要した費用の額の算定に当たり、基本単価及び超過加算の単価、並びに時間帯加算の単価(以下「所定単価」という。)については、当該各号に定める額としているか。 (1)身体介護を伴うサービス 別表3に定める単価、別表第5に定める加算額及び別表第6に定める単価にそれぞれサービスの提供を受けた回数を乗じて得た額 (2)身体介護を伴わないサービス及び乗降介助 別表4に定める単価、別表第5に定める加算額及び別表第6に定める単価にそれぞれサービスの提供を受けた回数を乗じて得た額	区要綱2842 第8条 区要綱2842 第8条